

発議第 1 号

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

平成28年3月18日

提 出 者

八雲町議会議員 岡 田 修 明

賛 成 者

八雲町議会議員 岡 島 敬

〃 佐 藤 智 子

〃 宮 本 雅 晴

〃 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

八雲町議会基本条例（平成 25 年八雲町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 10 条 <u>議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化する。</u></p> | <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 10 条 <u>議長は、議会の政策立案機能を強化させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成を行うなど、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 議長は、事務局長その他の職員を任免するときは、あらかじめ町長と協議する。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。